

公募型プロポーザル方式募集要領等に関する質問回答書

令和7年6月25日

福島県米消費拡大推進会議事務局長

ふくしま米消費拡大事業公募型プロポーザル方式募集要領等に関する質問への回答は以下のとおりです。

No.	質問	回答
1	<p>・第2-1-(1)-②</p> <p>「他県との比較調査」とは、公的機関が公表しているデータの収集を想定しているのか。</p> <p>それとも、①同様に消費者に対するアンケート調査を想定しているのか。</p> <p>また「他県」とは、およそ何件を想定しているか。</p>	<p>「他県との比較調査」は①同様に消費者に対するアンケート調査の実施を想定しています。</p> <p>「他県」とは2県を想定しています。</p>
2	<p>第2-1-(3)-①</p> <p>「県内米卸業者」とは、業務用に出している米穀店等も対象か。</p> <p>また、農業協同組合（農協）は調査対象外の認識でよいか。</p>	<p>「県内米卸業者」について、業務用に出している米穀店等も対象とする想定です。</p> <p>また、農業協同組合（農協）は対象から除外するものではありません。</p> <p>調査対象等の詳細については、②に記載のとおり、受託決定後に推進会議と協議の上、決定することとしています。</p>

3	<p>要領 第2 実施内容 1 福島県産米消費実態調査事業（2）県内事業者調査 ①について</p> <p>2026 年に開催される福島デスティネーションキャンペーンと連携した県産米の利用促進につながる施策の検討を行うこととありますが、現時点で決められているまたは構想している福島デスティネーションキャンペーンの内容をご教示ください。</p>	<p>デスティネーションキャンペーンの内容については、以下のHPをご確認ください。</p> <p>https://www.fukushima-dc-cp.jp/</p>
4	<p>2 県産米販売促進キャンペーン（1）キャンペーンの概要 ①について</p> <p>1.対象とする県産米とは、福島県産すべてのことか。特定の商品があるか。</p> <p>2.対象は梱包されたものが対象で、量り売り等は対象外か。</p>	<p>1.原則、すべての県産米を対象にすることを想定しており、特定の商品を対象にするものではございません。</p> <p>2.対象商品は個包装商品を基本としますが、現段階で量り売り販売を対象外と決定しているものではありません。</p>
5	<p>（2）キャンペーンに使用するシステムの設計及び運営 ①②③について</p> <p>3.「③ SNSと容易に連動できる仕組みとすること。」とは、SNS の認証等を利用した参加を意味するのか、あるいは推進会議または参加者がキャンペーンを SNS で投稿できればよいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の認証を利用する場合、指定 SNS はあるか ・ SNS の投稿の場合、指定 SNS はあるか。 	<p>SNS の認証等を利用した参加に限定するものではありませんが、SNS で情報拡散ができる仕組みとしてください。</p> <p>また、指定の SNS はありません。</p>
6	<p>（4）賞品の抽選及び発送について</p> <p>4.抽選結果の商品は、県産農林水産物であれば、形式は問わないか。</p> <p>例：冊子カタログギフト、電子カタログギフト等</p>	<p>賞品の形式は問いません。</p>